

「多重債務問題改善プログラム」策定の原点に回帰することを求める決議

1 社会問題として深刻化する多重債務問題の解決のため、平成18年12月、貸金業法等が大改正され、平成22年6月18日には、上限金利引き下げや総量規制を含む内容で完全施行された。

一方、改正法成立直後、内閣に設置された多重債務者対策本部は、平成19年4月20日、「**多重債務問題改善プログラム**」を策定し、いわば「借り手対策」として、「**国・自治体及び関係団体が一体となって実行**」するものとして次の4本の柱を打ち出した。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

このように多重債務者の救済に官民挙げて取り組むという施策が打ち出されたのは、それまでの利益至上の構造から必然的に生み出されてくる「被害者」としての大量の多重債務者を今後生み出さないようにするとともに、既に多重債務に陥っているものを残らず救済しようという強い意志に基づくものであった。

2 上記プログラム実現の現状は、その後地方自治体の努力により、都道府県の全部、市区町村の91%に相談窓口が設置される等、刮目すべき成果が上がっている面もある。しかし、多重債務問題がそれに至る過程で住民の生活を破壊し、社会的・家庭的あるいは身体的に様々な問題を派生させ、一方多重債務に陥った人自身が、追い詰められ孤立化し、その解決のため他へ相談に出向くという能動的な行動がなかなかとれないという実態を踏まえた施策の実現の面では、極めて不十分である。

また、上記顔の見えるセーフティネット貸付けの提供の面では、平成21年10月より社会福祉協議会の生活福祉資金貸付が、貸出要件の緩和など一部改善されたが、「顔の見える貸付」モデルにはほど遠いものであり、同モデルは、一部の自治体や生協において辛うじて実施されているにすぎない。

しかも、上記プログラムの実施状況等をフォローアップしてきた多重債務者対策本部有識者会議は、最後に開催された平成22年3月26日以降、平成22年度、同23年度は開催されていないで現在に至っている。

3 そこで、「**多重債務問題改善プログラム**」策定に携わった関係機関に対し、同プログラム策定の原点に立ち返ることを求めるとともに、多重債務者対策本部有識者会議を直ちに再開し、同プログラムで打ち出した施策のうち、最も不十分な

- ① **多重債務者の掘り起こし（発見）**
- ② **生活再建へ向けた庁内の連携**
- ③ **顔の見えるセーフティネット貸付けの提供**

に関して、早急に現状を洗い直した上、これを実現するため実践的な施策を打ち出すよう求めるものである。

また、我々自身もこれに対して最大限の協力を惜しまないことを、ここに表明するものである。

平成23年10月8日

全国クレジット・サラ金問題対策協議会拡大幹事会in千葉 参加者一同